

第5号議案

会計規程の変更及び承認申請について

(案)

1. 別紙1のとおり会計規程を変更する。

(主な変更内容)

- 電力広域的運営推進機関 定款(業務内容)第5条第5項「電源入札等」の新設に伴い、予算の運用を制限し統制するため、経費名「電源入札拠出金」を追加。
- 現金管理をより厳正的確に行うため現金実査の実施を追加。
- 規程事項が曖昧な箇所について具体的に表記。

2. 前項の会計規程の変更について、電力広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第16条第2項後段の規定に基づき、別紙2により経済産業大臣に対し、承認申請を行う。

以 上

【添付資料】

別紙1：会計規程変更案(変更部分の新旧対照表)

別紙2：会計規程変更承認申請書

現行	変更案
<p>第3章 予算及び資金</p> <p>(目的) 第8条 本機関は、事業計画に基づき<u>予算及び資金計画</u>を作成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>(予算の流用) 第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事長の承認を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(1) 人件費（法定厚生費を除く）</u></p> <p><u>(2) 交際費</u></p> <p>第4章 金銭の出納</p> <p>(残高照合) 第15条 現金残高は現金出納の終了後、毎日その残高を帳簿残高と照合する。</p> <p>2 預金残高は、事業年度の各四半期ごとに取引金融機関の預金残高証明書と帳簿残高を照合する。また、必要がある場合は、預金残高調整表を作成する。</p> <p>(収入) 第16条 収入は、現金の受入、振込通知書等により確認するものとする。</p> <p>2 収入金を確認したときは、原則として相手先に領収書を発行しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(支払)</p>	<p>第3章 予算及び資金</p> <p>(目的) 第8条 本機関は、事業計画に基づき予算を作成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>(予算の流用) 第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事長の承認を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(1) 役職員給与</u></p> <p><u>(2) 退職給与引当金繰入</u></p> <p><u>(3) 交際費</u></p> <p><u>(4) 電源入札拠出金</u></p> <p>第4章 金銭の出納</p> <p>(残高照合) 第15条 現金残高は現金出納の終了後、毎日その残高を帳簿残高と照合する。 <u>また、月に一回以上、実査による照合を行う。</u></p> <p>2 預金残高は、事業年度の四半期ごとに取引金融機関の預金残高証明書と帳簿残高を照合する。また、必要がある場合は、預金残高調整表を作成する。</p> <p>(収入) 第16条 収入は、現金の受入、振込通知書等により確認するものとする。</p> <p>2 収入金を確認したときは、原則として相手先に領収書を発行しなければならない。 <u>ただし、銀行口座振込による入金において、相手先からの要請がないときは、領収書の発行を省略することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(支払)</p>
	1/4

現行	変更案
<p>第17条 支払は原則として、銀行口座振込、本機関の銀行口座からの引落とし又は小切手によるものとする。ただし、本機関の役員及び職員に対する支払並びに小払資金その他業務上特に必要があるものは、現金をもって行うことができる。</p> <p>2 支払を行ったときは、領収書又はこれに準ずる証票を受け取らなければならない。</p> <p>第6章 資産</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第28条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。</p> <p>2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、<u>棚卸資産、未払金</u>、その他これに準ずるものとする。</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>実地棚卸</u>)</p> <p>第30条 <u>棚卸資産</u>については、毎事業年度1回以上<u>実地棚卸</u>を行い、現品と帳簿との照合を行うものとする。</p> <p>(<u>棚卸資産価額の低減又は削除</u>)</p> <p>第31条 <u>棚卸資産</u>に変質、破損、過欠斤等が生じたときは、その価額を低減し又は削除する。</p> <p>(減価償却)</p> <p>第32条 償却を要すべき資産について、有形固定資産は定率法又は定額法、その他のものは定額法により、毎事業年度末において原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによって減価償却を行うものとする。</p> <p>(固定資産価額の削除)</p> <p>第33条 固定資産が滅失し、またこれを譲渡し、交換し、撤去し、廃止したときは、その帳簿価額を削除する。</p>	<p>第17条 支払は原則として、銀行口座振込、本機関の銀行口座からの引落とし又は小切手によるものとする。ただし、本機関の役員及び職員に対する支払並びに小払資金その他業務上特に必要があるものは、現金をもって行うことができる。</p> <p>2 支払を行ったときは、領収書又はこれに準ずる証票を受け取らなければならない。</p> <p><u>ただし、銀行口座振込の場合は、振込銀行の振込金受取書等をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>第6章 資産</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第28条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。</p> <p>2 流動資産は、現金及び預金、<u>有価証券、未収金</u>、その他これに準ずるものとする。</p> <p>3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、<u>電源入札拠出資金</u>、投資その他の資産とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>設備照合</u>)</p> <p>第30条 <u>固定資産</u>については、毎事業年度1回以上現品と帳簿との照合を行うものとする。</p> <p>(減価償却)</p> <p>第31条 償却を要すべき資産について、有形固定資産は定率法又は定額法、その他のものは定額法により、毎事業年度末において原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによって減価償却を行うものとする。</p> <p>(固定資産価額の削除)</p> <p>第32条 固定資産が滅失し、またこれを譲渡し、交換し、撤去し、廃止したときは、その帳簿価額を削除する。</p>
第7章 負債及び純資産	第7章 負債及び純資産

現行	変更案
<p>(負債の区分)</p> <p><u>第34条</u> 負債は流動負債及び固定負債とする。</p> <p>2 流動負債は、短期借入金、未払金、預り金その他これに準ずるものとする。</p> <p>3 固定負債は、退職給付引当金その他これに準ずるものとする。</p> <p>(純資産の区分)</p> <p><u>第35条</u> 純資産は、剰余金又は繰越欠損金とする。</p> <p>第8章 損益勘定</p> <p>(収益)</p> <p><u>第36条</u> 収益は、経常収益及び特別利益とする。</p> <p>(費用)</p> <p><u>第37条</u> 費用は、経常費用及び特別損失とする。</p> <p>第9章 決算</p> <p>(目的)</p> <p><u>第38条</u> この規程において決算とは、各事業年度終了後、会計帳簿を締め切って、損益計算を行い、その期間の経営成績を確定するとともに、期末の財政状態を明らかにすることを目的とし、毎事業年度末にこれを行う。</p> <p>(合計残高試算表)</p> <p><u>第39条</u> 本機関は、合計残高試算表及び債務負担行為報告書については四半期ごとに作成し、省令第11条の規定により、各四半期経過後1月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。</p>	<p>(負債の区分)</p> <p><u>第33条</u> 負債は流動負債及び固定負債とする。</p> <p>2 流動負債は、短期借入金、未払金、預り金、<u>短期リース債務</u>、その他これに準ずるものとする。</p> <p>3 固定負債は、退職給付引当金、<u>リース債務</u>、<u>電源入札拠出金</u>、その他これに準ずるものとする。</p> <p>(純資産の区分)</p> <p><u>第34条</u> 純資産は、剰余金又は繰越欠損金とする。</p> <p>第8章 損益勘定</p> <p>(収益)</p> <p><u>第35条</u> 収益は、経常収益及び特別利益とする。</p> <p>(費用)</p> <p><u>第36条</u> 費用は、経常費用及び特別損失とする。</p> <p>第9章 決算</p> <p>(目的)</p> <p><u>第37条</u> この規程において決算とは、各事業年度終了後、会計帳簿を締め切って、損益計算を行い、その期間の経営成績を確定するとともに、期末の財政状態を明らかにすることを目的とし、毎事業年度末にこれを行う。</p> <p>(合計残高試算表及び債務負担行為報告書)</p> <p><u>第38条</u> 本機関は、合計残高試算表及び債務負担行為報告書については四半期ごとに作成し、省令第11条の規定により、各四半期経過後1か月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。</p>

現行	変更案
<p><u>第40条</u> 本機関は、毎事業年度終了後、すみやかに当該事業年度末における資産、負債及び純資産並びに損益の諸勘定について、所要の整理を行うものとする。</p> <p>(財務諸表等)</p> <p><u>第41条</u> 本機関は、法第28条の49第1号による財務諸表等は、<u>省令第13条第1項の規定により作成し、当該年度の終了後3月以内に、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>第10章 雑則</p> <p>(実施細則)</p> <p><u>第42条</u> この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則 この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成27年4月28日）から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p>	<p><u>第39条</u> 本機関は、毎事業年度終了後、すみやかに当該事業年度末における資産、負債及び純資産並びに損益の諸勘定について、所要の整理を行うものとする。</p> <p>(財務諸表等)</p> <p><u>第40条</u> 本機関は、法第28条の49第1号による財務諸表等は、当該年度の終了後<u>3か月</u>以内に、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p><u>2 本機関は、前項の規定により財務諸表等を経済産業大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。</u></p> <p>第10章 雑則</p> <p>(実施細則)</p> <p><u>第41条</u> この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則 この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成27年4月28日）から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則（平成28年 月 日）</u> <u>この規程は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日（平成28年●月●日）のいずれか遅い日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>